

学校利用に関する条件

本施設を利用して小中学校の水泳授業（以下「学校利用」という。）を別途業務委託で実施する予定である。

学校利用の際の利用料金については、市教育委員会から事業者が徴収し、事業者自らの収入とする予定であることから、以下の条件において算定するものとする。

なお、学校利用に関する詳細な条件（校数、生徒数、時間割、回数等）は、本事業の事業契約締結後、本市教育委員会と事業者が協議を行い、決定となる。

1. 学校利用に関する条件（令和 6 年度実施実績）

項目	想定される内容
実施期間	5 月 2 0 日～9 月 3 0 日（夏休み中は除く）
実施回数	4 回×6 学年＝2 4 回 ※日数は、各年のクラス数、児童・生徒数により事業期間中の実態に合わせて変動する。
施設利用時間	午前中（利用時間 1 時間半）
対象校	成田市立久住小学校（本施設から片道約 7 k m）
クラス数	1 学年 3 学級（約 90 人）、2 学年 2 学級（約 70 人）、 3 学年 3 学級（約 90 人）、4 学年 3 学級（約 80 人）、 5 学年 3 学級（約 90 人）、6 学年 3 学級（約 80 人）、 特別支援学級 3 学級
開始見込年度	開始年度 R12 年度から
授業時間	指導時間 小学校の場合 90 分間（45 分間/時限 × 2 時限）
想定される事業者の 運営収入	事業者からの提案された利用料金（利用料金収入）
学校利用時の一般利 用	学校利用時は、プールの一般利用は行わないこととする
通常授業以外の水泳 練習	特に考慮しなくてよい